

営農情報

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入をご存知ですか

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。



このような方が特別加入制度の対象になります。

(1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額 300 万円以上または、経営耕地面積 2 ヘクタール以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業
- ②2メートル以上の高所での作業③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業④農薬散布⑤牛・馬・豚に接触、または接触する恐れのある作業

一定の経営規模以上の方が加入できます！



(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター②動力溝掘機③自走式田植機④自走式防除用機⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械⑥トラック、自走式運搬用機械⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械⑧無人ヘリコプター（農業用途）

経営規模にかかわらず、加入できます！



※(1)、(2)は重複して加入できません。上記ほか、「中小事業主等」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付（ケガの治療）、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要があります。**農作業を行う全ての行為が、対象となるわけではありません。

年間保険料は下記の金額です。（H28年1月現在、給付基礎日額 5,000 円を選択）

	特定農作業	指定農業機械	中小事業主
保険料額	16,425 円	5,475 円	23,725 円

※事務手数料別途

詳しい内容・お問い合わせは、お近くの営農経済センター または 営農振興課まで